最終更新日：2015年6月30日

モリテックスチール株式会社
代表取締役社長　永見研二
問合せ先：取締役本社管理部長　谷口正典
証券コード：5986
http://www.molitec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実について、公正で透明性の高い、かつ、効率的な経営によって経営環境の変化に迅速に対応するうえでの重要な課題であると認識し、積極的な取り組みを進めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日新製鋼株式会社	2,244,166	9.95
株式会社メタルワン	1,992,166	8.83
日本生命保険相互会社	1,270,930	5.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,110,871	4.92
株式会社近畿大阪銀行	960,629	4.26
株式会社みずほ銀行	780,850	3.46
大同生命保険株式会社	600,000	2.66
水元公仁	600,000	2.66
森文子	492,000	2.18
森浩之	466,000	2.07

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阪口誠	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阪口誠	○	独立役員として指定しております	弁護士として企業法務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有していることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行してもらえるものとして判断し、また独立性に関し、疑義のある要件に抵触しておらず、実質的にも一般株主の皆様と利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

それぞれの年度監査目標や年度計画を報告し、監査役は会計監査人の監査に随時立会い、また、監査報告会等を通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
布川裕康	他の会社の出身者									○				
石山隆生	他の会社の出身者							○		○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
布川裕康		現 日新製鋼株式会社 経営企画部グループ企画室長	日新製鋼株式会社における経歴・実務経験に基づき、当社の業務執行に対する適法性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。
石山隆生		現 株式会社メタルワン 特殊鋼事業部長	株式会社メタルワンにおける経歴・実務経験に基づき、当社の業務執行に対する適法性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

制度として実施しておりませんが、月々の報酬(賞与を含む)にて十分評価しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

(役員報酬の内容)
1.取締役及び監査役に支払った報酬
取締役　　10名　236,044千円
監査役　　2名　36,953千円
社外役員　4名　4,500千円

(注)報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額及び役員賞与の見積り額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)取締役の月額報酬は、株主総会で決議された報酬額の限度内において取締役会で決定する。
(2)監査役の月額報酬は、株主総会で承認された報酬額の限度内において監査役が協議のうえ決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、取締役会、監査役会などに出席し、豊かな経験と専門的な知見などを活かして監査活動を行っております。監査役、内部監査部及び会計監査人は情報交換会等を通じて情報を共有しており、監査役会において常勤監査役より社外監査役へ会社の状況について詳しく説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の状況を逐次監督している。
2.当社は、概ね1か月に1～2回の常務会、経営会議において各部門の管掌役員が集まり、各部門の運営上の説明を行い、経営上の諸問題の審議及び内容の具体化など、経営執行上の意思決定を迅速に行っております。
3.当社は、「企業倫理要綱」を設け「経営倫理委員会」が中心となって、コンプライアンス、リスク管理を含む企業倫理の啓蒙とその徹底に努めております。
4.当社は、内部監査部(構成員2名)を設置しております。経営の合理化及び能率の増進を目的として、業務及び会計の監査を行っております。
5.当社は必要な時に社外の有識者(弁護士等)に意見を聴取し、経営の法律面等からのチェック機能が働くようにしております。
6.監査役は監査役会の活性化に努め、監査役による経営のチェック体制が十分に機能するようにしております。監査役は、コンプライアンス、リスク管理、業務監査の各視点から監査を行っております。
7.会計監査人として、協立監査法人が会社法監査(会計監査)に従事しております。同法人には金融商品取引法監査も委嘱しており、会社として体制を整え十分の対応をしております。
(内部監査及び監査役監査、会計監査の状況)
1.内部監査部は、年間の監査実施計画及び監査方針を作成し、これに基づき各事業所の業務及び会計の監査を実施するとともに、必要に応じて臨時監査を実施しております。
2.監査役監査については、取締役会、常務会、経営会議に出席するほか、各種会議にも積極的に参加、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。また、内部監査部との連携を密にして、随時必要な監査を実施しております。
3.会計監査については、協立監査法人を監査人に選任しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は朝田潔氏と公江正典氏であります。
4.監査役、内部監査部及び会計監査人は、それぞれの年度監査目標や年度計画を報告し、監査役・内部監査部は会計監査人の監査に立会い、また監査報告会等を通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
企業統治の体制につきましては、当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、常務会、経営会議、経営倫理委員会、リスクマネジメント委員会、情報管理委員会、財務報告に係る内部統制委員会、内部監査部を設置しております。
現状の体制につきましては、取締役の人数は9名(うち、社外取締役1名、平成27年6月26日現在)であり、相互のチェックが図れるとともに、監査役4名(うち、社外監査役2名、平成27年6月26日現在)による監査体制、監査役が会計監査人や内部監査部と連携を図る体制により、十分な執行、監督体制を構築しているものと考え、採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表		
IR資料のホームページ掲載	事業報告書、決算短信、四半期決算短信、その他IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR委員会を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全への取組みを経営上の重点課題の一つとして位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を受け、全社をあげて推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
（内部統制システム整備の基本方針）
1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規定に基づき、取締役は法令・定款を遵守する。
取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規定に基づき、各種のリスクを監視しリスクに即応できる体制を構築するものとする。
4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために、各部門の具体的目標と効率的達成方法を定め、取締役会がその進捗状況を定期的にレビューし、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規定に基づき、使用人は法令・定款を遵守する。また、定期的に法令遵守の状況を取締役会及び監査役会へ報告するとともに、法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行うヘルプラインを設置し、運用する。
6.当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当該株式会社及び子会社は事業に関して法令遵守・リスク管理体制を構築し、運用する。
7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務につき補助が必要な場合、内部監査部門は適切な連携で対処する。
8.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役からの監査業務に必要な要請に関して、取締役と監査役が意見交換を行う。
9.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。
10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と内部監査部門との適切な連携を保つとともに、監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設ける。
（内部統制システムの整備状況）
1.コンプライアンス体制の整備状況
取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業倫理要綱」を定めている。取締役については取締役会を定期的あるいは臨時に開催し取締役の業務執行の状況を監督している。また、常務会、経営会議を定期的に開催し、経営上の諸問題の審議を行っている。使用人については、「企業倫理要綱」に従った職務の遂行を求めている。「企業倫理要綱」の目的を達成するため、「経営倫理委員会」を設置して、コンプライアンス、リスク管理を含む企業倫理の啓蒙とその徹底に努めております。また、内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、運用しております。
2.リスク管理体制の整備状況
経営会議において、経営上の諸問題の審議及び内容の具体化など行っておりますが、企業にとってのリスクは広汎に渡るため、リスクマネジメント委員会がリスクの識別、評価を行い、各種のリスクを監視しリスクに即応できる体制の構築に取組んでおります。
3.情報管理体制の整備状況
情報管理委員会が個人情報、企業の有する機密情報などの適正な管理体制の構築に努めております。「文書管理規定」に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書などの取締役の職務遂行その他業務に関する書類を保存、管理している。
保存の方法としては、文書を分類し保存部署、保存年限を定めている。また、廃棄の方法を定めている。
4.内部統制システムのモニタリング
(1)監査役は、取締役会、常務会、経営会議に出席するほか、各種会議にも積極的に参加し、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行を監査している。監査役は業務監査のほかにコンプライアンス、リスク管理の視点からも監査を行っております。
(2)内部監査部は、コンプライアンス、リスク管理の視点から調査、監査を行っております。
(3)会計監査人は、内部統制の内、財務に係る部分を直接の対象とし、その監査業務の一環として、その整備状況及び運用状況を点検している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、不当要求は拒絶し管轄警察署、顧問弁護士と連携し組織的に対応いたします。
また当社は、大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、定期的に開催される研修会、連絡会等に出席し反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会の承認に基づき、当社の企業価値及び株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、これまでの「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を更新いたしました。（以下、更新後の対応方針を本プランといいます。）
・本プランの概要は、以下のとおりであります。
当社取締役会は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為が行われる場合、事前に、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報提供およびその買付行為の待機期間の設定を求めます。また、当社取締役会は、大規模買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役または社外の有識者で当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。対抗措置については会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。
※本プランの詳細につきましては、以下の当社ホームページをご参照願います。
http://www.molitec.co.jp/

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

